

お老~い、したくはできたかい？

みんなで考える「老いじたく」(5)

■助けが必要になる前に、その2 ■
「成年後見制度」読者の体験から



Aさんは、書類の束を抱えて県庁にいました。今日で父親の「成年後見人」の申請手続きが終わるのです。今回は「成年後見制度」について。

この制度は、認知症や知的・精神障害などで判断能力が不十分な人たちの権利を守るため、二〇〇〇年に施行された制度です。ある自治体の意識調査では、「制度の名前しか知らない」「知らない」という人が約六割、「利用したい」という人は一割程度だったそうです。皆さんはどうですか？ 読者のAさんの体験もまじえてご紹介します。

■Aさんの話。覚悟していたハズが

一人娘のAさんは、実家から車で二〇分ほどの距離に住んでいます。安否確認かたがた、毎週実家に顔を出していました。三人で食事をしたり、買い物に出かけたり。両親とも八〇代という年齢で、だんだん体の自由はきかな

くなっていました。介護に直面するのはまだ先だと思っていました。

ところが去年夏に父親に異変が。「家に帰る」といって自宅から出て行くなど、母親ひとりでは手に負えないほどの混乱が起きました。食事もしだいにとらなくなり、体調を崩して入院。認知症も急速にすすみ、意思疎通は完全にできなくなりました。

現在は胃ろうを設置して、療養型のベッドの空きを待っています。寝たきりになるまで数カ月。あまりにもあつという間で、Aさんの頭にはいまだに信じられないという思いもよぎります。

■財産管理の相談に行つて

病状悪化のたび入院先からくる呼び出し、施設入所の申請、それと同時に実家で独居生活になった母親の生活支援、そして日常的には管理職としての仕事も。何方向にも気を配りながら、Aさんは急場を切り抜けました。そして：緊急事への対応が少し落ち着いたらときに出てきたのが、財産管理の問題。父親名義の土地が遠方にあり、その売却の話が進められなくなっていることが判明したのです。

司法書士に相談すると「お父さんの後見人をたてないと、話になりません」。これがきっかけで成年後見制度の申請

ほつと介護

95

手続きに入りました。

「制度の利用はいつか必要になるのかもしれない」と、Aさんは思っていました。どう使うものか、知りませんでした。司法書士によると、同制度の申請はたいがい、財産の扱いをめぐる相談などから、必要に迫られておこなうケースが多いといっています。

■成年後見制度とは

不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があつても、本人の判断能力がおぼつかないと、これらの手続きが難しい場合があります。

成年後見人は、そういった人の利益を考えながら、本人の代理で契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたりします。また、本人がとりかわした不利益な法律行為を、後から取り消したりも。法務省などは、悪徳商法の被害を防ぐためにも有効、と呼びかけています。

今回は、申請するAさんといっしょに制度のことをもう少し。(編集部)